

議案名	下野市国民健康保険税条例の一部改正について				
1 概要	1. 平成30年度保険料の均等割額及び平等割額の変更に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更により、条例の一部を改正する。				
2 理由	1. 平成30年度から、保険料の均等割額及び平等割額の変更に伴い保険料の減額部分について変更後の金額で計算を行うため条例の一部を改正する。				
3 改正内容 第23条第1項	1. 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の減額部分の改正 (単位：円)				
	軽減区分	区 分	改正前	改正後	
7 割	医療給付費分	均等割額	19,180	20,160	
		平等割額	16,170	14,280	
		特定世帯	8,085	7,140	
		特定継続世帯	12,128	10,710	
	後期高齢者支援金分	均等割額	6,090	6,720	
		平等割額	5,110	4,200	
		特定世帯	2,555	2,100	
		特定継続世帯	3,833	3,150	
	介護納付金分	均等割額	5,950	8,400	
		平等割額	3,500	2,100	
	5 割	医療給付費分	均等割額	13,700	14,400
			平等割額	11,550	10,200
特定世帯			5,775	5,100	
特定継続世帯			8,663	7,650	
後期高齢者支援金分		均等割額	4,350	4,800	
		平等割額	3,650	3,000	
		特定世帯	1,825	1,500	
		特定継続世帯	2,738	2,250	
介護納付金分		均等割額	4,250	6,000	
		平等割額	2,500	1,500	
2 割		医療給付費分	均等割額	5,480	5,760
			平等割額	4,620	4,080
	特定世帯		2,310	2,040	
	特定継続世帯		3,465	3,060	
	後期高齢者支援金分	均等割額	1,740	1,920	
		平等割額	1,460	1,200	
		特定世帯	730	600	
		特定継続世帯	1,095	900	
	介護納付金分	均等割額	1,700	2,400	
		平等割額	1,000	600	
	3 施行期日	平成30年4月1日			

